

## 参 考 資 料

- 1 憲法に関する主な論点（論点表）（第1章～第11章、前文）  
(※ 衆憲資第76号～第86号より抜粋)
- 2 緊急事態（非常事態）に関する論点メモ  
(※ 衆憲資第87号より抜粋)
- 3 憲法改正国民投票法附則の「3つの宿題」に関する規定

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第一章 天皇

#### ○ 主な論点とその関係条文

※ 衆議院憲法調査会における議論では、現行の象徴天皇制については、今後とも維持されるべきものとするという意見が多く述べられ、その存廃を当面の憲法問題とする意見はなかった。

関係する 条文	改憲の必要性等 論点			
		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、 立法措置（立法による補充）が 必要	C いずれも必要ない
1条	天皇の地位（天皇の元首性）	・天皇は元首であると、憲法に明記すべき。		C 1 天皇を元首と認識してもよいが、天皇が元首である旨を憲法に明記する必要はない。 C 2 天皇を元首と認識することは難しい。
2条	皇位継承の問題・範囲	A 1 皇位は男系男子が継承することを、憲法上明確にすべき。  A 2 女性天皇（男系／女系）を容認することを、憲法上明確にすべき。	B 1 旧皇族の皇籍復帰や、旧皇族の男系男子を養子に迎えることにより、男系男子への継承を維持する。  B 2 皇室典範を改正して、女性天皇（男系／女系）を容認すべき。	• 現行の皇室典範のままでよい。
3条 4条 6条 7条	天皇の行為	• 宮中祭礼（大嘗祭など）を国事行為に加えるべき。  • 天皇の公的行為を憲法に明記すべき。		• 国事行為の種類を現在以上に増やすべきではない。  C 1 現行のままでよい。 C 2 憲法に明文の規定のない公的行為などは認めるべきではない。
	国旗・国歌、元号	・国旗・国歌、元号について憲法上明記すべき。		・現行のままでよい。

#### ○（参考）上記以外の条文

5条	摂政
8条	皇室の財産授受

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第二章 戦争の放棄（安全保障・国際協力）

#### ○ 主な論点とその関係条文

※ 9条改正の要否については、全体として、憲法を現実に合わせて改正すべきとの考え方がある一方、憲法9条を堅持し、現実を憲法に合わせて是正していくべきとの考え方がある。

関係する条文	改憲の必要性等 論点	A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
9条	自衛隊の位置付け	A 1 自衛隊を憲法に位置付けるべき。 A 2 「国防軍」（「自衛軍」）として憲法に位置付けるべき。		C 1 現状のとおりとする。 C 2 9条の理念に合わせて、自衛隊の解消を図るべき。
	自衛権（個別的・集団的）	A 1 個別の自衛権を憲法に明記すべき。 （この場合、自衛権の発動要件・限界等も併せて規定すべきとの意見もある。）		C 1 自衛のための必要最小限度の武力行使を認めつつ、9条を堅持すべき。
	【自衛権に関する論点】 日米安全保障条約・在日米軍基地問題	A 2 集団的自衛権の行使を、憲法改正により認めるべき。 （この場合、集団的自衛権行使の限度も併せて規定すべきとの意見もある。）	• 政府の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を、安全保障基本法の制定により認めるべき。	C 2 集団的自衛権の行使を認めるべきではない。
(9条)	国際協力	A 1 非軍事に限った国際協力について、憲法に規定を置くべき。 【現行憲法と同様、「武力行使」は禁止。】	B 1 非軍事に限った国際協力について、基本法等を制定すべき。 【現行憲法により「武力行使」は禁止。】	C 1 日米安保は現実的な安全保障政策である。 C 2 現実には日米同盟を前提に考えざるを得ないが、国連中心主義を重視すべき。 • 現状のとおりとする。
	核兵器の廃絶等	A 2 軍事を含めた国際協力（集団安全保障）について、憲法に規定を置くべき。 【「武力行使」も行えるよう憲法を改正する。】	B 2 軍事を含めた国際協力（集団安全保障）について、基本法等を制定すべき。 【現行憲法下でも、国連決議等がある場合に、「武力行使」が可能と解釈。】	

[※] この場合でも、自己の生命・身体等を防護するための必要最小限の「武器の使用」は、「武力行使」に当たらないとされる（政府解釈）。

#### ○（参考）上記以外の条文

(なし)	
------	--

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第三章 国民の権利及び義務

#### ○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する条文	改憲の必要性等 論点	A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
1	12条 13条 22条 29条	「公共の福祉」	・「公共の福祉」の内容をより具体的に憲法に規定すべき（例えば、「公益及び公の秩序」）。	・人権の調整又は制約の目的・手段の合理性の判断は、法律の形式で行われるべき。	・現行のままでよい。
	26条 27条 30条	国民の義務	A 1 国民の「義務」規定を増やすべき（国防の義務、環境保全の義務、投票の義務など）。  A 2 国民の「責任（責務）」としての規定を設けるべき。	・法律で規定すれば足りる。	・現行のままでよい。
2	13条 21条 25条	いわゆる「新しい人権」	・新しい人権を憲法に明記すべき。	・13条等の解釈から導き出せるし、必要があれば立法措置で具體化すれば足りる。	・13条等の解釈から導き出せるので、特段の措置を要しない。
		環境権等	A 1 環境権を憲法上明記すべき。  A 2 国（あるいは国民）の環境保全の義務（責務）を憲法上明記すべき。	〃	〃
		知る権利・アクセス権	A 1 知る権利・アクセス権を憲法上規定すべき。  A 2 国政上の行為に関する国の説明の責務を規定すべき。	〃	〃
		プライバシー権	・プライバシー権を憲法上規定すべき。	〃	〃
		犯罪被害者の権利	・犯罪被害者の権利を憲法上規定すべき。	〃	〃
3	13条 23条	生命倫理	・生命倫理に関する事項を憲法に明記すべき。	・法律で規定すれば足りる。	
	20条	政教分離原則	A 1 国家と宗教の厳格分離を図るため、政教分離原則違反の判断基準を憲法に規定すべき。		・現行のままでよい。
			A 2 ごく一般的な習俗的行事への参加には、公費の支出が認められるよう憲法を改正すべき。		
	24条	家族・家庭や共同体の尊重	・家族・家庭や共同体に関する規定を憲法に設けるべき。		・家族・家庭の尊重のような徳目的な事項は憲法に設けるべきではない。
4	29条	知的財産権	・財産権一般の保護とは別に、知的財産権の保護を憲法上明記すべき。	・法律で規定すれば足りる。	
〈上記以外の条文に係る論点（一部重複あり）〉					
条文	条文の内容	主な論点			
10条	国民たる要件	二重国籍の是非等			
11条	基本的人権の享有	自然権としての人権の意義、外国人の人権等			
14条	平等原則	アフアーマティブ・アクション、差別禁止理由の追加、議員定数不均衡問題等			
15条	公務員の選定罷免権、普通選挙、投票の秘密等	定住外国人への地方参政権付与等			
16条	請願権	請願権の現代的意義、請願処理の運用の見直し等			
17条	公務員の不法行為による損害の賠償	立法不作為と国家賠償等			
18条	奴隸的拘束及び苦役の禁止	「奴隸的拘束」「苦役」の意義等			
19条	思想及び良心の自由	公立学校での公式行事の際の国旗掲揚・敬礼、国歌斉唱との関係等			
25条	生存権、国の社会的使命	「健康で文化的な最低限度の生活」の意義、社会保障制度の理念等			
26条	教育を受ける権利、教育の義務	国等による教育環境の整備等			
27条	勤労の権利及び義務等、勤労者の団結権及び団体行動権	勤労権の法的性格、公務員の労働基本権に対する制約、制約の代償措置たる人事院勧告制度の意義等			
31条～40条	刑事手続上の権利等	適正手続の意義、犯罪被害者の権利（上記参照）、死刑の存廃等			

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第四章 国会

#### ○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する条文	改憲の必要性等 論点	A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ない が、立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
1	41条	国会の地位・立法権	<ul style="list-style-type: none"> <li>法案を提出できる者を国会議員に限定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員立法の賛成者数の要件を緩和すべき。</li> </ul>	<p>C 1 法案の提出を国会議員に限定する必要はない。</p> <p>C 2 議員立法について、各会派の機関決定を発議の必要条件としないこととすべき。</p>
	42条	二院制の是非	<ul style="list-style-type: none"> <li>一院制を採用すべき。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>二院制を維持すべき。</li> </ul>
	43条	両院の役割分担等	<ul style="list-style-type: none"> <li>両院の性格の違いを憲法上明らかにすべき。例えば、            ①衆議院の再議決要件の緩和。            ②予算に係る歳入法案は、予算と一体として衆議院の優越を認める。            ③会計検査院の国会（参議院？）への附置。</li> </ul>	<p>B 1 両院の審議のあり方に係る役割分担を定める立法措置を講ずるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用の改善を図るべき。            ①衆議院は予算審査、参議院は決算審査を中心とするなどして審査を行るべき。            ②内閣総理大臣等の問責決議等について自主的抑制の慣行を確立すべき。            ③両院協議会のあり方を改善すべき。</li> </ul>
	44条		<p>A 1 人口比例に基づく平等原則を憲法に具体的に明記すべき。</p> <p>A 2 選挙制度について、人口以外の要素を憲法上明確に認めるべき。</p>	<p>B 2 両院協議会のあり方の改善のための立法措置を講ずるべき。</p>	
	47条		<p>A 3 参議院について、地域代表制、推薦制、職能代表制の導入や、半数改選の廃止を検討すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>両院の選挙制度に違いを持たせ、異なる代表機能を發揮させるべき。</li> </ul>	
	52条	議事手続等	通年国会の採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用すべき（立法期とすべき）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行憲法の枠内における立法措置。（会期不継続の原則の廃止など）</li> </ul>
	53条				<ul style="list-style-type: none"> <li>現行制度を維持し、運用の改善を図るべき。</li> </ul>
	55条	議院の国政調査権	資格争訟・議事手続・議院の自律権	<ul style="list-style-type: none"> <li>56条1項について、議事の定足数の規定は削除し、議決のみの定足数とすべき。</li> </ul>	
	58条				
	62条		議院の国政調査権	<ul style="list-style-type: none"> <li>議院の国政調査権は議員の権能とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少数会派による国政調査権の発動を可能にし、行政監視機能を充実すべき。</li> </ul>
	63条	閣僚の議院出席の権利と義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>国務大臣の国会への出席義務を緩和すべき。</li> </ul>		<p>C 1 国務大臣の出席義務の緩和は問題である。</p> <p>C 2 運用の改善を図るべき。</p>
	—	政 党	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会制民主主義において政党の果たす役割に鑑み、政党を憲法に位置付けて政治活動の自由と党の規律について定めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政党法等の法律に委ねるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明記する必要はない。</li> </ul>

〈上記以外の条文に係る論点〉

条文	条文の内容	主な論点
49条	議員の特権 (歳費・不逮捕特権・免責特権)	歳費の減額等の在り方等
51条		
64条	弾劾裁判所	弾劾裁判所や訴追委員会の在り方等

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第五章 内閣

#### ○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する条文	改憲の必要性等 論点	A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ない が、立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
1	65条 66条 67条 72条 73条	内閣総理大臣のリーダーシップの強化  首相の地位	<p><b>A 1</b> 行政権の主体を「内閣総理大臣」にすべき。</p> <p><b>A 2</b> 衆議院の解散等を内閣総理大臣の専権事項とすべき。</p> <p><b>A 3</b> 行政各部の指揮監督・総合調整権を内閣総理大臣単独の権限として明記すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行憲法の枠内における立法措置。 (内閣総理大臣の指揮監督権の制限（内閣法6条）を改正すべき)</li> </ul>	<p><b>C 1</b> 運用の改善を図るべき（閣議の全会一致の決定方式の見直し）</p> <p><b>C 2</b> 内閣総理大臣個人ではなく、内閣全体の機能を強化すべき。</p>
			・導入すべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行憲法の枠内で実質的な首相公選制度を導入すべき。</li> </ul>	・導入すべきでない。
2	68条	国務大臣の任命	・国務大臣はすべて国会議員（衆議院議員）の中から選ぶこととすべき。		<p><b>C 1</b> 参議院議員等は入閣しない運用を確立すべき。</p> <p><b>C 2</b> 現状のままでよい。</p>
	69条		・69条以外の場合を含めて、衆議院解散の決定権の所在を明文化すべき。		・現状のままでよい。 (7条解散の決定権の根拠を、「内閣の助言と承認」に求める。)
	70条 71条	内閣総理大臣が欠けたとき等の臨時代理	・内閣総理大臣が欠けたとき等の職務の臨時代理について規定を整備すべき。		・現状のままでよい。 (内閣法の規定で足りる。)
3		国会の行政監視機能の強化  (オンブズマン制度等の導入)	<p><b>A 1</b> 国会に行政監視のための附属機関を設置（行政監視院、会計検査院など）</p> <p><b>A 2</b> 議院の国政調査権は議員の権能とすべき（再掲）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少数会派による国政調査権の発動を可能にし、行政監視機能を充実すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の改善を図るべき。 ①委員会審議を充実すべき。 ②議院の法制局・調査局の機能強化を図るべき。</li> </ul>
			・導入すべき（根拠規定を憲法に明記すべき）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入すべき（現行憲法の枠内で行政監視院の設置等で対応すべき）。</li> </ul>	・導入することに慎重。
<b>〈上記以外の条文に係る論点〉</b>					
	条文	条文の内容	主な論点		
	74条	法律・政令の署名	主任の大臣に係る規定と内閣総理大臣の権限		
	75条	国務大臣訴追の制約	国務大臣と司法権等との関係		

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第六章 司法

#### ○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する条文	改憲の必要性等 論点		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない		
		違憲審査制の改善策	憲法裁判所の設置					
1	76条 81条			・憲法裁判所を設置すべき。 (組織：国会・内閣・裁判所の推薦によって選任するか。) (権限：具体的な事件を前提とする具体的な規範統制(※1)のみを行うこととするか。 抽象的規範統制(※2)も行うこととするか。 国民が直接憲法裁判所に申立てできる憲法訴願の制度を導入するか。)		・憲法裁判所を設置すべきではない。		
	その他の改善策		<p>B 1 最高裁判所に「憲法部」を設けて、法律の憲法適合性を審査すべき。</p> <p>B 2 現行の最高裁判所と高等裁判所の間に「特別高等裁判所」を設けて上告審の機能をもたせるべき。</p> <p>B 3 国会に憲法委員会を設置すべき。</p>	・現行制度の運用を改善すべき。				
2	79条 80条	裁判官の身分保障	裁判官の報酬の減額	・裁判官の独立を害しない範囲での減額措置を明文で認めるべき。		<p>C 1 行政府の国家公務員の給与引下げに伴い、裁判官の報酬もこれと同等に引き下げることは、現行憲法下でも合憲である。</p> <p>C 2 上記のような場合であっても、裁判官の報酬減額は憲法違反である。</p>		
	79条			<p>・任命方法を改めるべき。 (国会承認とする等)</p> <p>最高裁判所裁判官の国民審査</p>	・裁判官任命諮問委員会を設置すべき。	・現在のままでよい。		
	80条	裁判官の任命等	下級裁判所裁判官の任期等	・現行制度を廃止して新たな審査方法を採用すべき。		・現行制度の運用を改善すべき。		
	—	国民の司法参加		<p>・任期等を改めるべき。 (10年と規定されている任期の短縮、非常勤裁判官の導入等)</p> <p>・国民の司法参加について憲法に明記すべき。</p>	・弁護士経験を必須の任命要件とすべき。	・現行制度の運用を改善すべき。		
〈上記以外の条文に係る論点（一部重複あり）〉								
条文	条文の内容			主な論点				
76条	特別裁判所の禁止			新しい裁判所（行政裁判所等）の設置の是非等				
77条	最高裁判所の規則制定権			最高裁判所規則と法律との関係等				
78条	裁判官の身分保障			裁判官弾劾制度の問題点等				
82条	裁判の公開			傍聴の自由とその制約等				

※1 「具体的な規範統制」…憲法裁判所以外の裁判所が、具体的な事件の審理の際に、問題となっている法律等が憲法に反していると考える場合等に、手続を中止して、憲法裁判所の判断を求める事。

※2 「抽象的規範統制」…具体的な事件を前提とせずに、政府、一定数以上の議会議員等の提訴によって、法律等の合憲性を審査すること。

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第七章 財政

#### ○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する 条文	改憲の必要性等 論点		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、 立法措置（立法による補充）が 必要	C いずれも必要ない
1	83条 ～88条 90条 91条	財政民主主義の実質化・ 国会による財政統制の 充実  〔※会計検査院については後掲〕		<p>・国会による財政統制が弱まっており、財政民主主義の実質化を図るために、現行憲法の規定を見直すべき。 (具体的な方向性)</p> <p>①財政状況の報告事項を憲法に具体的に明記すべき。 ②公会計を透明性の高いルールの下に置くべきこと等の基本原則を憲法に明記すべき。 ③内閣総理大臣の予算決算に関する説明責任を憲法に明記すべき。 ④決算審査の結果を予算編成に反映する仕組みが必要。 ⑤国会における予算の修正が可能であることを明らかにすべき。 ⑥決算を、国会承認を要するものとすべき。</p>	<p>・法律で規定すれば足りる。</p>	<p>・現行のままよい（現行制度の運用改善で足りる）。</p>
				<p>A 1 複数年度予算制を憲法上採用すべき。</p> <p>A 2 複数年度にわたる財政計画の国会承認について、憲法上明記すべき。</p> <p>A 3 繙続費等を憲法に明記すべき。</p>	<p>B 2 複数年度の財政計画の策定を法律で規定すべき。</p>	<p>・現行のままよい。</p>
				<p>・健全財政を担保するため「財政規律条項」を憲法に規定すべき。</p>	<p>B 3 現行憲法上、継続費は認められるべきでない。</p>	<p>・現行のままよい。</p>
2	89条	公の財産の支出制限	習俗的行事への参加に対する公費支出	<p>・内閣総理大臣等の一般的・習俗的な行事への参加には、公費の支出が認められるよう憲法を改正すべき。</p>		
			私学助成の憲法問題	<p>・条文の文言と実態の運用が乖離しているので、89条を改正して私学助成ができるることを憲法上明確にすべき。</p>		<p>・私学助成は現行憲法下でも合憲であり、89条の改正は必要ない。</p>
	90条	会計検査院	国会による財政統制の充実の観点から見た会計検査院のあり方	<p>・会計検査院を国会の附属機関とする等、国会の財政統制機能を強化するための規定を憲法上明記すべき。</p>		
			機能強化・独立性の強化		<p>・内閣に対する是正措置の勧告権限を付与すべき。</p>	<p>・現行制度の運用を改善すべき。</p>
<p>〈上記以外の条文に係る論点（一部重複あり）〉</p>						
条文	条文の内容			主な論点		
84条 課税				租税法定主義		

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第八章 地方自治

#### ○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する 条文	改憲の必要性等 論点	A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ない が、立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
1	8章  9.2条 等	現行の地方自治の規定を充実させる必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行憲法では、簡素すぎるので、具体的な規定を追加する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の制定により地方分権の推進が可能。</li> </ul>	
		「地方自治の本旨」の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方自治の本旨」について「住民自治」、「団体自治」を憲法に明記すべき。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方自治の本旨」は憲法上重要な概念であり、改正の必要はない。</li> </ul>
		国と地方の権限のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方公共団体の基本的な権限のあり方（補完性の原則等）を憲法に明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の役割を限定して地方に権限及び財源を移す立法措置を講ずるべき。</li> </ul>	
		道州制の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法改正により導入すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行憲法においても導入することは可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入することに慎重であるべき。</li> </ul>
2	9.4条	条例制定権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の専属的・優先的な立法権限を憲法に明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例で法令の適用除外を定められるようにするなど条例制定権を拡大する措置を講ずるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上乗せ条例や横出し条例の適法性は最高裁判例などにより妥当な形で解決することが可能。</li> </ul>
		地方財政 (課税自主権・健全財政・財政調整制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の課税自主権その他自主的な財政運営、国の財政調整措置について憲法に明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立法措置により、税財源の移譲や課税自主権の強化を行い、新たな財政調整制度を設けるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税自主権等は憲法に新たに規定することを要しない。</li> </ul>
3	9.3条	地方公共団体の組織・機構のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二元代表制以外の議院内閣制、シティ・マネージャー（市支配人）制等の導入を可能とする規定を憲法に置くべき。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のままでよい。</li> </ul>
		定住外国人の地方参政権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住外国人の地方参政権を認めないことを明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住外国人の地方参政権を認める法律を制定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のままでよい。</li> </ul>
	9.5条	特別法の住民投票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件の明確化を図るべき。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条の適用のあり方を検討すべき。</li> </ul>
〈上記以外の条文に係る論点〉					
(なし)					

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第九章 改正

#### ○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する 条文	改憲の必要性等 論点	A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、 立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
1	96条	憲法改正の限界	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法改正の限界について明記すべき。（例：国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、憲法改正手続等）</li> </ul>		<p>C 1 現行憲法下でも改正できる内容には限界があるため、現行のままでよい。</p> <p>C 2 憲法改正に限界はないので、現行のままでよい。</p>
		改正手続要件の緩和	<p>A 1 国会の発議要件（「各議院の総議員の3分の2以上」を「過半数」や「5分の3以上」に引き下げるべき。）</p> <p>A 2 国会の発議要件を、改正の項目ごとに定めるべき。</p> <p>A 3 一定の場合については、国民投票を要しないこととすべき。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正手続の要件を緩和すべきではない。 (あるいは、例えば、国民投票をなくすというのは、憲法改正の限界を超えるので許されない。)</li> </ul>
		96条の先行改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まずは、96条の改正から行うべき。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・96条の改正を先行させるべきではない（改正手続ではなく、まずは中身の議論から行うべき）。</li> </ul>
		発案権の所在	<p>A 1 国会議員のみが発案権を有することを明記すべき。</p> <p>A 2 内閣の発案権を明記すべき。</p> <p>A 3 国民等の発案を認めるべき。</p>	<p>(※現行の憲法改正国民投票法による国会法改正により規定済み。)</p> <p>B 2 解釈上、内閣には発案権があるので、それを前提に、内閣の発案権について、法律で規定すればよい。</p> <p>B 3 国民等の発案について、法律で規定すればよい。</p>	<p>C 1 解釈上、内閣には発案権はないので、現行のままでよい。</p>
		国民投票の期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国政選挙と国民投票は同時にを行うべきでなく、96条にある「国会の定める選挙の際に行はれる投票」の文言を削除すべき。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の憲法改正国民投票法の下で、国民投票は国政選挙と同時に実施しない運用を行えば足りる。</li> </ul>
		最低投票率要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低投票率要件等について、憲法に明記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低投票率要件等について、法律で規定すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のままでよい。</li> </ul>
		国民投票の「過半数」の意味	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「有効投票の過半数」であることを明記すべき。</li> </ul>	<p>(※現行の憲法改正国民投票法では、有効投票の過半数であることを規定済み。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行のままでよい。</li> </ul>

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 第十章 最高法規

#### ○ 主な論点とその関係条文

関係する 条文	改憲の必要性等 論点	A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、 立法措置（立法による補充）が 必要	C いずれも必要ない
97条	基本的人権の由来特質	・内容が11条後段と重複するので、削除すべき。		・現行のままでよい（本条は憲法の実質的な最高法規性を規定した重要な条文である）。
98条	国内法秩序における条約の位置付け	A 1 国内法秩序における条約の位置付けを憲法上明確にすべき。		・現行のままでよい（既に憲法上、憲法が条約に優位することは明らかである）。
		A 2 条約に対応する国内措置を講ずる義務を明記すべき。		
99条	憲法尊重擁護義務	・国民の憲法尊重擁護義務（あるいは憲法尊重義務）を憲法に明記すべき。		・現行のままでよい。

### 第十一章 補則

条文	条文の内容
100条	施行期日と施行前の準備行為
101条	参議院成立前の国会
102条	参議院議員の任期の経過的特例
103条	公務員の地位に関する経過規定

## 憲法に関する主な論点（論点表）

### 前文

#### ○ 主な論点とその関係条文

関係する条文	改憲の必要性等 論点	A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ないが、 立法措置（立法による補充）が必要	C いずれも必要ない
前文	憲法の基本三原則の明記	前文に、憲法の基本三原則（特に、基本的人権の尊重）を明確に明記すべき。		前文は憲法全体の目的や理念を簡潔明瞭に示しており、変える必要はない。
	我が国固有の歴史・伝統・文化等の明記	<p>前文に、我が国固有の価値としての歴史・伝統・文化等を明記すべき。（具体的な内容の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①天皇を国民統合の象徴としていたたく民主的国家であるという国のかたち</li> <li>②共生の理念／家族・家庭の大切さ</li> <li>③我が国がこれまで歩んできた精神文化／和の精神</li> <li>④愛国心の涵養</li> </ul>		前文に我が国固有の価値としての歴史・伝統・文化等を明記する必要はない。
	前文の内容	<p>例えば、以下の内容について、前文で規定すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地球環境に対する我が国の責任／美しい環境を守る精神</li> <li>② 我が国の歴史上初めて国民の投票によって憲法を制定することになること</li> <li>③ 生命及び人間の尊厳及び価値</li> <li>④ 障害の有無にかかわらず平等であること</li> <li>⑤ 人材や知的財産を育成していく教育を大切にすべきこと</li> <li>⑥ 自分の国は自分で守るという防衛意識／国連の平和維持活動等への積極的な参加</li> <li>⑦ 人間の安全保障という考え方</li> <li>⑧ 公共の利益を守るために、権利や自由が調整されることもあることを自覚しなければならないこと</li> <li>⑨ 新しい時代に対応した分権型社会を作ること</li> </ul>		左に掲げられている内容は、現行憲法で読めるか、前文で規定する必要のないものである。
	その他、前文に規定すべき内容			
	前文の文章・表現	<p>現在の前文の文章・表現を改めるべき。 (現在の文章は翻訳調であることから、分かりやすい日本語で書かれたものに改めるべき) (あまり長くない、シンプルなものに改めるべき)</p>		前文の文章は、格調高いものであり、国民の間に定着しており、改める必要はない。

#### 〈その他の論点〉

条文	主な論点
前文各条項	前文と憲法の各項目との関係 (主権者として規定されている国民と天皇の関係、平和主義との関連における前文に対する評価、権利と義務の関係、平和的生存権、前文と統治機構との関連、憲法改正の限界 等)

# 緊急事態（非常事態）に関する論点メモ

## 1 緊急事態に関する規定とは

外部からの武力攻撃、大規模なテロ、大規模な自然災害等の場合について、平常時の憲法の例外規定を置くもの

現行憲法の関連規定：参議院の緊急集会

現行の対応法制度：災害対策基本法、武力攻撃事態対処法、自衛隊法等

## 2 緊急事態に関する規定を憲法に設けるべきか否か

### ○設けるべき

→緊急事態においては、内閣総理大臣への権限集中、人権の制約等が必要となる場合があり、これらの措置の発動要件・手続・効果は、あらかじめ憲法で定めておくべき。

→緊急事態への対処に当たっては、為政者による超法規的措置の発動を誘発するが多く、憲法保障の観点からそれを防止するための規定が必要である。



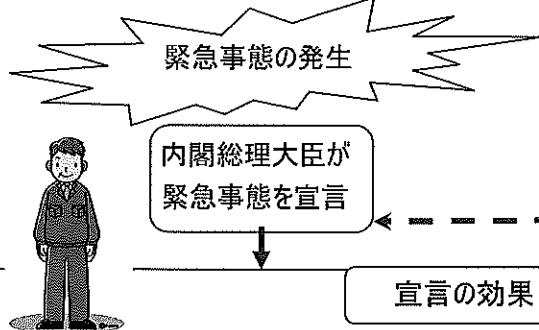
### ○設ける必要はない

→現行憲法が基本的には緊急事態への対処について規定を持たないとの意義を重視すべき（非常事態を生じさせないよう努力すべきことが規範として存在する）。

### ○憲法に規定する必要はないが、法律を整備すべきである

→現行憲法の下でも、「公共の福祉」の解釈等により、法律で、緊急事態に対処するために必要な措置を定めることはできるのではないか。

### ○緊急事態に関する規定として、どのような事項を規定すべきか



(1) どのような事態を想定するか

(2) 内閣総理大臣等による緊急事態の宣言の手続



- ① 対象地域や期間の限定
- ② 国会の関与の在り方

(3) 緊急事態の宣言の効果  
(人権保障の在り方等)

↓  
緊急事態の宣言の解除

# 憲法改正国民投票法附則の「3つの宿題」に関する規定

(日本国憲法の改正手続に関する法律(抄))

## 1 18歳選挙権実現等のための法整備

(投票権)

第3条 日本国民で年齢満18歳以上の者は、国民投票の投票権を有する。

(法制上の措置)

附則第3条 国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治29年法律第89号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 前項の法制上の措置が講ぜられ、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加すること等ができるまでの間、第3条、第22条第1項、第35条及び第36条第1項の規定の適用については、これらの規定中「満18歳以上」とあるのは、「満20歳以上」とする。

## 2 公務員の政治的行為に係る法整備

(公務員の政治的行為の制限に関する検討)

附則第11条 国は、この法律が施行されるまでの間に、公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、公務員の政治的行為の制限について定める国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

## 3 国民投票の対象拡大についての検討

(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

附則第12条 国は、この規定の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性の有無について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。